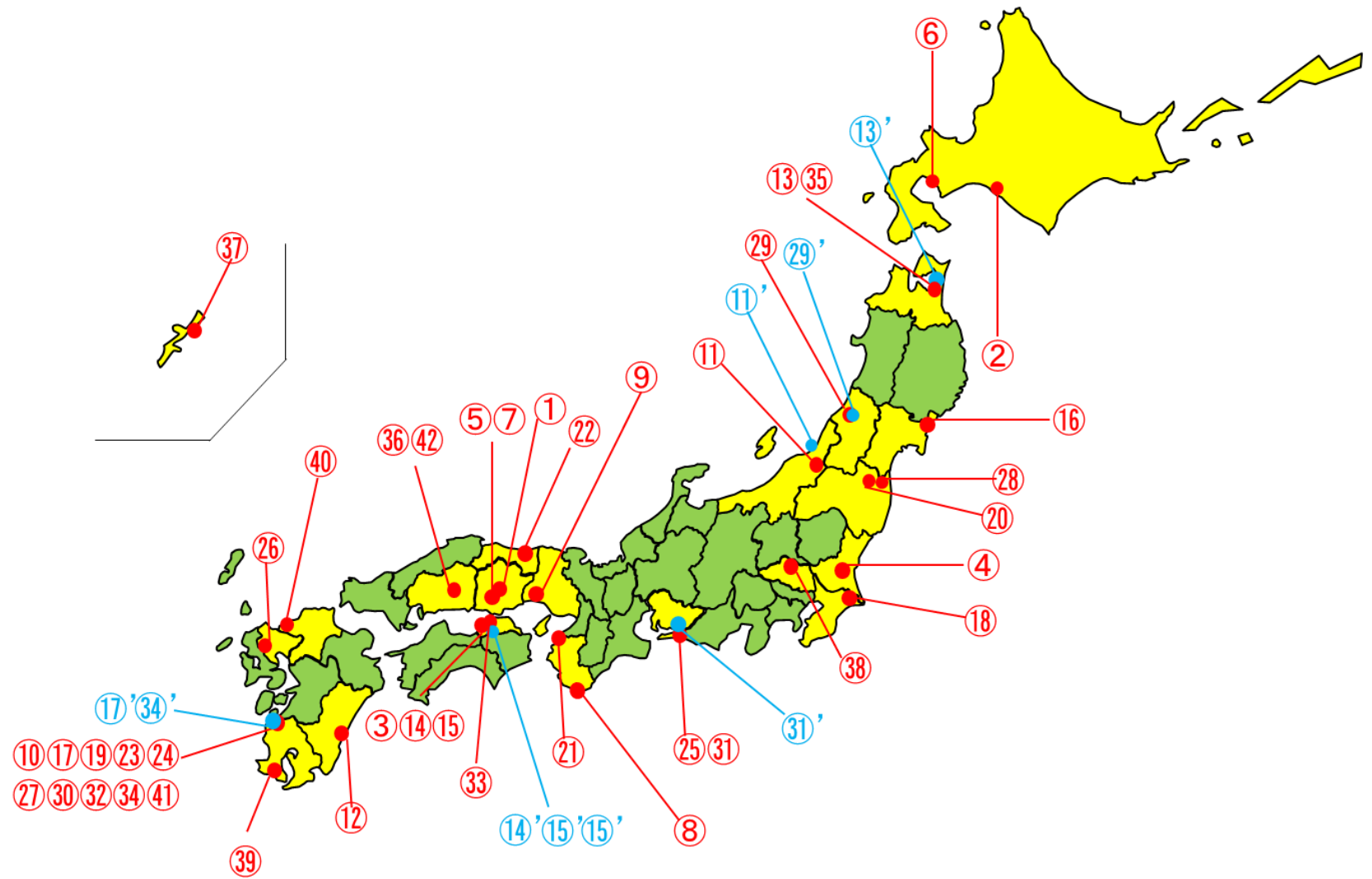


高病原性鳥インフルエンザの 発生状況及び対策について

令和4年12月
農林水産省

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 今シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、12月20日時点で21道県43事例発生し、約681万羽が殺処分の対象となっている。
- 今シーズンは、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高くなっている。



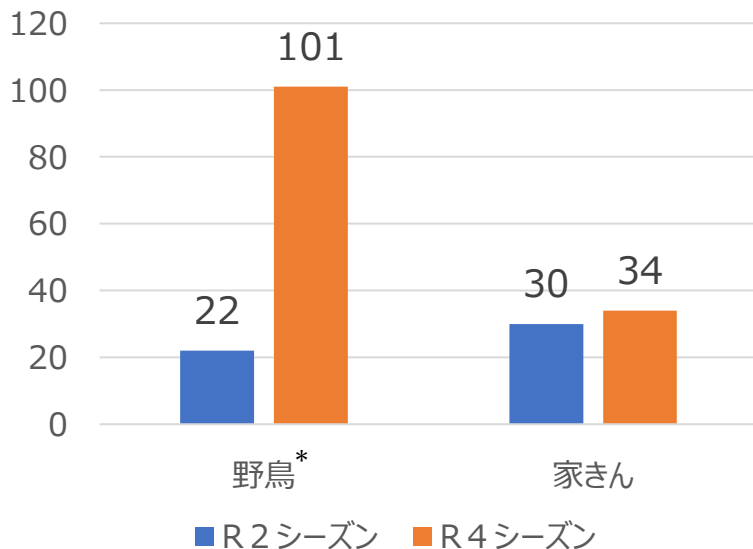
今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの特徴

- 海外においては、今シーズンも韓国で発生が確認されているほか、欧米では夏以降現在に至るまで継続して発生が確認。
- そのような中、我が国では、野鳥での感染がこれまでで最も早く（9月25日）確認。専門家は、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられると指摘。
- 家きんの発生もこれまでで最も早い（10月28日）。発生のパースや殺処分数については令和2年度シーズンを上回って推移。他方、基本的には、早期発見・早期通報及び防疫措置は適切にできており、それぞれの発生事例について早期封じ込めはできている。

(1) 初発確認日

	R 2年	R 4年
野鳥	10月24日	9月25日
家きん	11月5日	10月28日

(2) 発生事例数（初発日から47日後の間）



※殺処分羽数 R2：335万羽、R4：472万羽

*野鳥発生事例数：環境省HP参照

(3) R 4年における防疫措置の進捗状況

※1: 疑似患畜と確認した日 ※2: 飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数

発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	防疫措置に 要した時間	発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	防疫措置に 要した時間
① 岡山 1	10月28日	採卵鶏・約17万羽	約6日	②⑥ 佐賀 1	12月6日	採卵鶏・約3万羽	約1.5日
② 北海道 1	10月28日	肉用鶏・約17万羽	約6日	②⑦ 鹿児島 6	12月7日	採卵鶏・約6万羽	殺処分終了
③ 香川 1	11月1日	採卵鶏・約4万羽	約3.5日	②⑧ 福島 2	12月7日	採卵鶏・約10万羽	約4日
④ 茨城 1	11月4日	採卵鶏・約104万羽	約18.5日	②⑨ 山形 1	12月8日	採卵鶏・約2.7万羽	約4.5日
⑤ 岡山 2	11月4日	採卵鶏・約51万羽	約14日	②⑩ 鹿児島 7	12月8日	採卵鶏・約6.3万羽	殺処分終了
⑥ 北海道 2	11月7日	肉用鶏・約15万羽	約6日	③① 愛知 2	12月8日	あひる・約0.1万羽	約2日
⑦ 岡山 3	11月11日	採卵鶏・約3.4万羽	約7日	③② 鹿児島 8	12月9日	採卵鶏・約22万羽	殺処分終了
⑧ 和歌山 1	11月11日	あひる等・約60羽	1日未満	③③ 香川 4	12月11日	採卵鶏・約8万羽	殺処分終了
⑨ 兵庫 1	11月13日	採卵鶏・約4.4万羽	約2.5日	③④ 鹿児島 9	12月11日	採卵鶏・約2.2万羽	殺処分終了
⑩ 鹿児島 1	11月18日	採卵鶏・約12万羽	約3日	③⑤ 青森 2			
⑪ 新潟 1	11月18日	肉用鶏・約15万羽	約6日	③⑥ 広島 1			
⑫ 宮崎 1	11月20日	採卵鶏・約16万羽	約2.5日	③⑦ 沖縄 1			
⑬ 青森 1	11月20日	肉用鶏・約12.2万羽	約4日	③⑧ 埼玉 1			
⑭ 香川 2	11月22日	肉用鶏・約2.4万羽	約4.5日	③⑨ 鹿児島 10			
⑮ 香川 3	11月23日	採卵鶏・約1.4万羽	約3.5日	④① 福岡 1			
⑯ 宮城 1	11月23日	肉用鶏・約2.1万羽	約1.5日	④② 鹿児島 11			
⑰ 鹿児島 2	11月24日	採卵鶏・約7万羽	約3日	④③ 広島 2			
⑱ 千葉 1	11月26日	あひる・20羽	1日未満	④④ 岡山 4			
⑲ 鹿児島 3	11月27日	採卵鶏・約47万羽	約5.5日				
⑳ 福島 1	11月29日	肉用鶏・約1.7万羽	約2日				
㉑ 和歌山 2	11月30日	採卵鶏・約4.6万羽	約5日				
㉒ 鳥取 1	12月1日	採卵鶏・約11万羽	約5日				
㉓ 鹿児島 4	12月2日	採卵鶏・約12万羽	約3日				
㉔ 鹿児島 5	12月4日	採卵鶏・約3.4万羽	約2.5日				
㉕ 愛知 1	12月5日	採卵鶏・約31万羽	殺処分終了				

総理指示(10月28日)を受けた対応について

<総理指示> (10月28日)

- ① 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

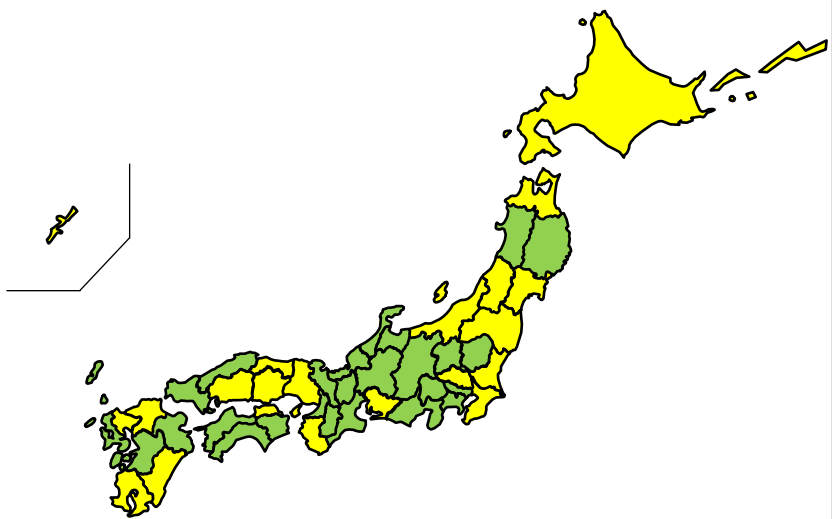
鳥インフルエンザ対策の強化について(家きん農場における緊急消毒)

- 野鳥をはじめ、環境中に広くウイルスが浸潤していることを踏まえ、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止を図るため、**家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、家きん農場において緊急消毒を実施する。**
- 緊急消毒と同時に、引き続き、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、**地域一体となった防疫の取組に対する支援**を行う。

○緊急消毒

家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、鶏舎周辺の敷地など家きん農場における消石灰による緊急消毒を支援。

・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生地域
(令和4年12月19日時点)



■ 家きんでの発生県
■ 家きんでの未発生県

○農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底

最大限の緊張感をもって、鳥インフルエンザ対策に取り組んでいくことを確認し、幅広い関係者に対し、発生予防及びまん延防止のための対応強化を、野村農林水産大臣が呼びかけ。

・鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部 (令和4年12月7日)

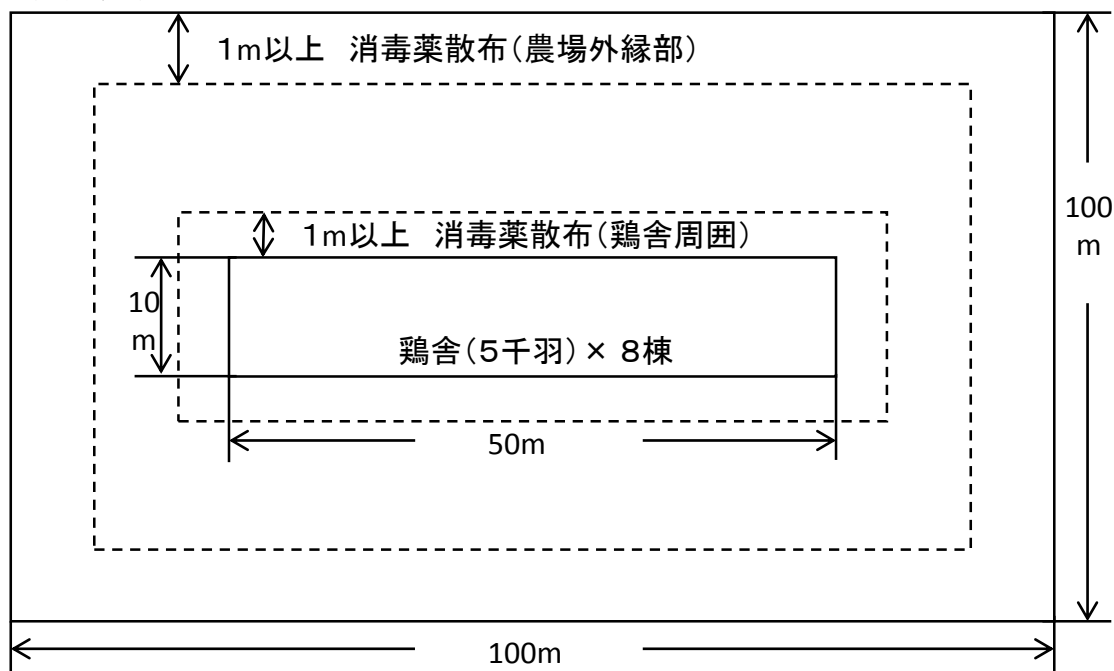


○地域一体となった防疫の取組に対する支援

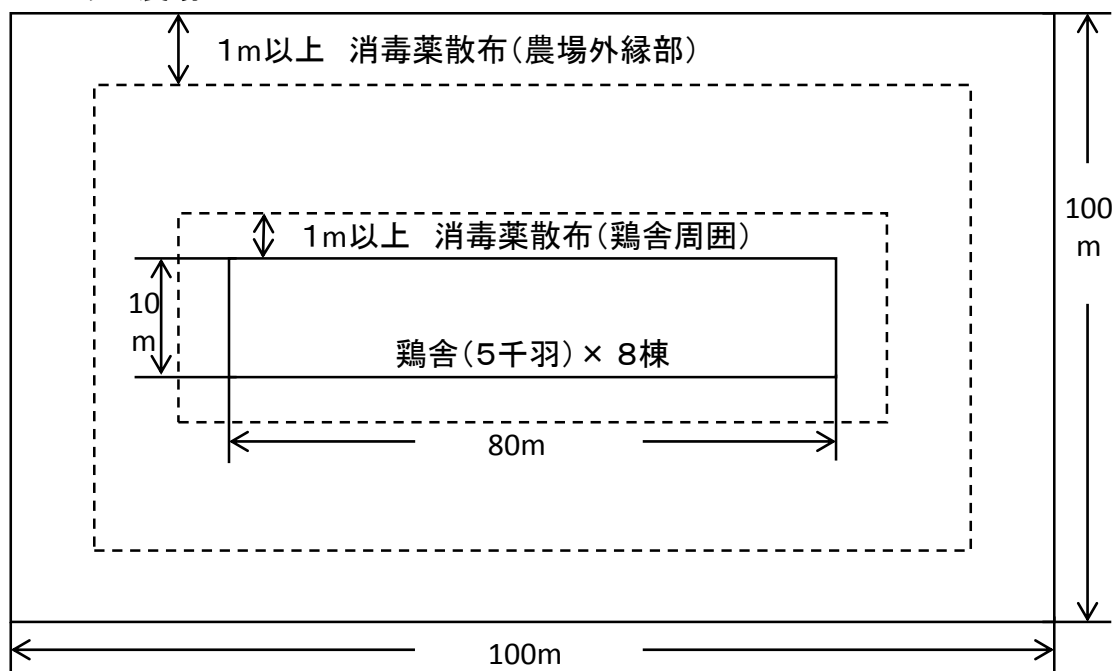
消毒機器の整備、ため池等での野鳥飛来防止対策などの地域一体となった取組に対して支援。

消毒薬散布のイメージ

・採卵鶏農場



・ブロイラー農場



・消毒薬散布量: 消石灰の場合は $0.5 \sim 1.0 \text{ kg/m}^2$ を目安とする

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう御配慮願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の都県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の府県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

【写】

4農振第 2334 号
令和 4 年 12 月 22 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた取組への協力について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生状況を踏まえた防疫対策については、11 月 28 日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に対し通知文書（別添 1 参照）が発出され、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって本病の発生防止に取り組むよう要請されています。

つきましては、下記のような取組が考えられますので、各都道府県土地改良部局と畜産部局で情報共有が図られるよう、貴局管内の沖縄県土地改良部局に御配慮いただくよう周知願います。

記

- 1 都道府県畜産部局や養鶏事業者等から、農場周辺のため池の位置等に関する情報提供について要請があった場合、土地改良部局が有するため池データベースを活用してため池の位置、所有者、管理者等の情報を共有すること。
- 2 ため池において野鳥の追い払いやテグス張り等の対策が講じられる場合、都道府県土地改良部局からため池管理者に対し、場所の提供等について協力を依頼する文書を出すこと。
- 3 県畜産部局からため池サポートセンターへため池周辺の消毒作業を委託している事例（別添 2 参照）があるので、ため池管理者の同意の下、こうした対応も可能であることを情報提供すること。

写

4 消安第 4669 号
令和 4 年 11 月 28 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

本年の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生は、10月28日に初感染が確認されて以降本日までの1か月間に12道県19事例が確認されています。野鳥においても全国的に本病ウイルスの検出が続いており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられます。

このような状況を踏まえ、本日開催された第81回家きん疾病小委員会において、これまでの家きん農場での発生事例に関する疫学調査チームの現地調査結果等を踏まえ、別添のとおり緊急提言が取りまとめられました。

本病の防疫対策の徹底については、「令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和4年9月22日付け4消安第3113号農林水産省消費・安全局長通知）等、これまで累次にわたって家きん農場への指導の徹底をお願いしているところですが、下記を踏まえ、養鶏事業者をはじめとする関係者が一体となって発生防止に取り組まれるよう指導の強化をお願いします。

記

1 家きん飼養農場における防疫対策

全国的に環境中の本病ウイルス濃度が高まっていると考えられ、本病ウイルスを保有して飛来する渡り鳥や野鳥の糞により農場敷地内にウイルスが存在する可能性を念頭に鶏舎内にウイルスを侵入させない対策が重要となる。このため、緊急提言でも示された以下の対策について徹底すること。

- ① 鶏舎に出入りする従業員等に、消毒、長靴交換等の重要性を説明し、適切に消毒や長靴の交換ができていないか再度確認すること。

- ② 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行うこと。また、消毒はため池等の水場を意識し、その近くはリスクが高いことから、徹底して消毒を行うこと。
- ③ 猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策を講じること。
- ④ 開放鶏舎のみならずウインドウレス鶏舎のように、一見隙間がないように思われる鶏舎であっても、飼養衛生管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してねずみや猫をはじめとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し侵入防止対策を講じること。
- ⑤ 鶏舎の出入りの際に本病ウイルスを鶏舎内に持ち込むことのないよう衛生管理区域に入る際の適切なタイミングでの専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換等の適正な衛生管理が日常的になされているか再度確認すること。
- ⑥ 消毒を行う際は、長靴等の汚れを落としてから行うとともに、消毒薬は汚れた都度、最低でも1日1回以上交換し、消毒薬が有効な状態での使用を徹底すること。
- ⑦ 長靴の交換の際は、交差汚染を防ぐため鶏舎外と鶏舎内で使用する長靴の動線が交わらないように注意すること。

2 発生地域における防疫対策

農場周囲にため池や水場等の野鳥が多数存在するところでは、特に環境中に本病ウイルスが存在するリスクが高いことから、以下の対策の強化を図ること。

- ① 発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内では、感染拡大リスクが増大していることを念頭に行動すること。
- ② 発生農場周囲の主要道路やため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策等について地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うこと。
- ③ 続発を防ぐために、国、都道府県、市町村、関係団体及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となってまん延防止対策を徹底すること。

令和4年11月28日
家きん疾病小委員会

高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた 緊急提言

1 現 状

- (1) 本年9月以降、野鳥等から高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）ウイルスが数多く確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況にあると考えられる。
- (2) こうした状況の中、本年10月28日、2022-2023年シーズン（以下「今シーズン」という。）の初発が確認されて以降、本日までに19例の本病が確認されており、過去最多52例の発生が確認された2020-2021年シーズンを上回るペースとなっている。

2 今後の防疫対応

全国各地で野鳥での本病感染例が数多く確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていることから、特に農場敷地内や鶏舎周囲も、野鳥の糞等に含まれる本病ウイルスにより汚染されている可能性が高いことを認識した上で、

- (1) 生産者においては、
 - ① 鶏舎に出入りする従業員等に、消毒、長靴交換等の重要性を説明し、適切に消毒や長靴の交換ができていないか再度確認すること。
 - ② 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行うこと。また、消毒はため池等の水場を意識し、その近くはリスクが高いため、徹底して消毒を行うこと。
 - ③ 猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策を講じること。
 - ④ 開放鶏舎のみならずウインドウレス鶏舎のように一見隙間がないように思われる鶏舎であっても、飼養衛生管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してねずみや猫をはじめとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し侵入防止対策を講じること。
 - ⑤ 鶏舎の出入りの際に本病ウイルスを鶏舎内に持ち込むことのないよう衛生管理区域に入る際の適切なタイミングでの専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換等の適正な衛生管理が日常的になされているか再度確認すること。
 - ⑥ 消毒を行う際は、長靴等の汚れを落としてから行うとともに、消毒薬は汚れた都度、最低でも1日1回以上交換し、消毒薬が有効な状態での使用を徹底すること。
 - ⑦ 長靴の交換の際は、交差汚染を防ぐため鶏舎外と鶏舎内で使用する長靴の動線が交わらないように注意すること。
- (2) 発生地域においては、
 - ① 発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内

- では、感染拡大リスクが増大していることを念頭に行動すること。
- ② 発生農場周囲の主要道路やため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策等について地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うこと。
 - ③ 続発を防ぐために、国、都道府県、市町村、関係団体及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となってまん延防止対策を徹底すること。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、韓国等の海外での発生状況や、これまでの我が国での家きん等での発生状況を踏まえ、関係者においては、全国的に過去に類を見ない程に本病の感染リスクが高い状況にあることを認識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、最大限の警戒感をもって対応すべきである。

農場周辺の**高病原性鳥インフルエンザ**のウイルスが**非常に多くなっています！**

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。
これまで以上に、本病の発生予防を徹底しましょう！

家きん舎への人や、野生動物によるウイルスの侵入を防ぐことが特に重要です！

発生予防対策の特に重要なポイント

- 農場内や家きん舎周囲の**消毒は毎日**行いましょう！
- 家きん舎等への出入り時に**消毒の実施・長靴の交換が適切にできているか、動線が交差していないか、今一度、点検・確認**をお願いします！
- **長靴はしっかり汚れを落としてから消毒し、踏込消毒槽などの消毒薬は少なくとも毎日、汚れたらその都度、交換**しましょう！
- 農場内や家きん舎の周囲には**ウイルスが侵入する経路が多く存在**していますので、今一度、**点検・確認**をお願いします！

ため池等の水場を意識し、その近くは徹底して消毒！

衛生管理区域内の野生動物対策



農場内や家きん舎周囲の消毒は毎日実施

家きん舎入口の人・物対策



専用長靴の設置
交差汚染防止

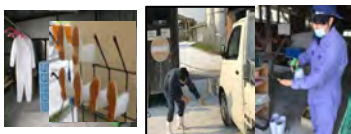


消毒薬は毎日
又は汚れたら
その都度交換



長靴は汚れを
落としてから消毒

衛生管理区域入口の人・車両・物対策



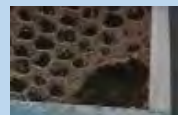
専用の服・車両・手指・
長靴の使用 物品消毒の徹底

家きん舎

家きん舎の野生動物対策



集卵ベルト等の
開口部の隙間対策



防鳥ネットや
鶏舎破損の補修

◆ 飼養家さんの毎日の健康観察を念入りに行い、異状を見つけた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

農林水産省HPI「鳥インフルエンザに関する情報」→



写

4 消 安 第 4 6 6 9 号
令和 4 年 11 月 28 日

各地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
動物検疫所長
動物医薬品検査所長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長
独立行政法人農畜産業振興機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長

殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知したので、本病の防疫対策の再徹底に御協力をお願いします。

写

4 消 安 第 4669 号
令 和 4 年 11 月 28 日

別記 関係団体長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底につ
いて

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御
了知の上、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会代表理事会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人 日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人 日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合長
豊橋養鶉農業協同組合長
公益社団法人中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合長
全国飼料輸入協議会会長

飼料輸出入協議会会長

日本食肉輸出入協会

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

全国食肉事業協同組合連合会

全国食肉業務用卸協同組合連合会

公益財団法人日本食肉流通センター

写

4 消安第4669号
令和4年11月28日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
環境省自然環境局野生生物課長

殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた農場防疫対策の
再徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

ため池堤体(堤体上及び下流側法面)の消毒について(高病原性鳥インフルエンザ対策)

- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された養鶏場周辺には、多数の渡り鳥が飛来する農業用ため池が点在。
- 香川県畜産課から委託を受けて、県内のため池情報を豊富に有する「香川ため池保全管理サポートセンター」(香川県土地改良事業団体連合会)が養鶏場周辺のため池堤体上及び下流側法面の消毒作業を実施。

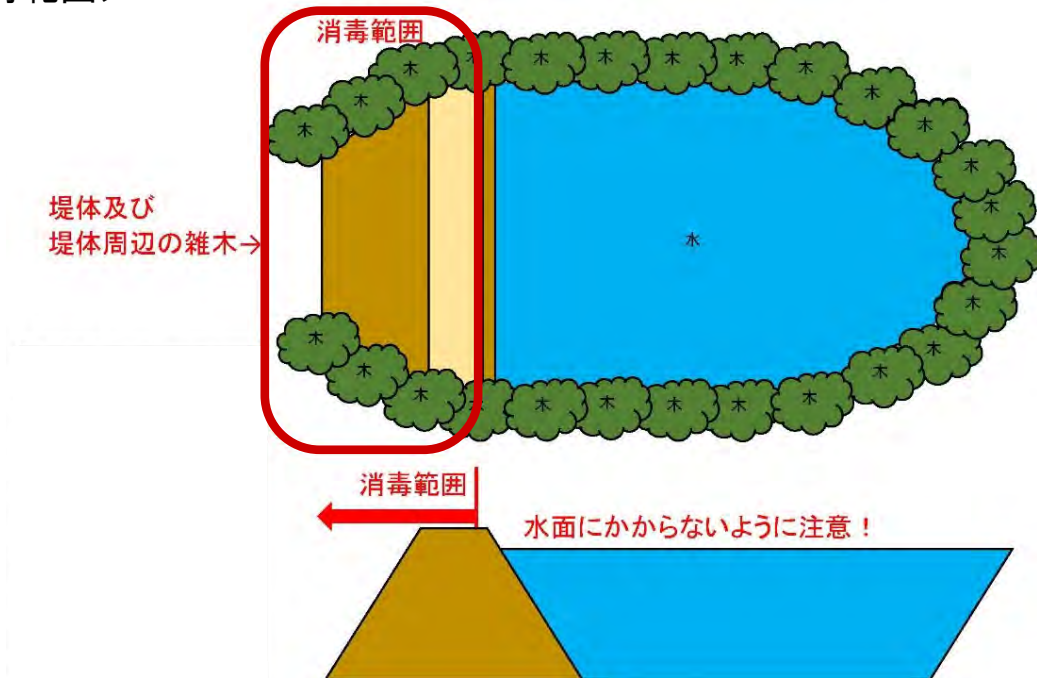
<実施方法>

- ・ 事前にため池管理者等への了解を得た上で、1班2名の2班体制で実施
- ・ ため池水面への消毒薬散布は避けるとともに、周辺農地へ影響が無いよう留意
- ・ 週1回の実施を12月14日まで継続予定

<費用負担>

- ・ 消毒薬、防護服、動力噴霧器は、全て県から支給・貸与されたものを使用
- ・ 人件費、車両費は国の消費安全対策交付金を活用し、終了後に県で精算払

<消毒範囲>



<消毒作業状況>